熱中症に気をつけましょう

熱中症は真夏の炎天下だけに起こるとは限りません。気温と湿度が高くなる梅雨時は、閉め切った部屋など高温・多湿の室内でも起こることがあるので注意が必要です。

問消防署　☎（92）1311

熱中症を知って、しっかり予防！

熱中症は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。室内で何もしていないときでも発症し救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について知り、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

熱中症の症状

熱中症は自分では気付きにくいため、周囲の人同士で気を付け合うことも大切です。

○手足の筋肉に痛みが生じたり、筋肉が勝手に収縮したりすることが最初の症状になることもあります。

○次第に具合が悪くなって体がだるいと訴えたり、気分が悪くなり吐き気がしたり、頭痛やめまい、立ちくらみが生じることもあります。

○頭がボーッとして注意力が散漫になるのも典型的な症状です。

○意味不明な言動がみられれば危険な状態です。

119番が必要なとき

頭痛、吐き気、嘔吐、注意力の散漫などがある場合には、速やかに医療機関を受診させます。意識がもうろうとしていたり、体温が極端に高かったりする場合には、すぐに119番通報をしてください。

応急手当の方法

○風通しの良い日陰や冷房の効いている場所に移動する。

○風が当たるように衣服を脱がせ、肌に水をかけてから風を当てる。

※うちわや扇風機で風を当てることが一番効果的です。

○意識がしっかりしていれば、スポーツドリンクなどを飲ませる。

○氷のうなどが準備できれば、首、脇の下、太ももの付け根などに当てると冷却の助けになります。

○楽な姿勢をとる。

※仰向けになると楽になることがあります。

熱中症は予防が大切

室内では…

○扇風機やエアコンで温度を調節
○遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
○室温をこまめに確認

外出時には…

○日傘や帽子の着用
○こまめな休憩、日陰の利用

体の蓄熱を避けるために…

○通気性、吸湿性、速乾性のある衣服の着用
○保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、体を冷やす

※のどの渇きを感じなくても、こまめにスポーツドリンクなどを飲み、水分と塩分を補給することが大切です。

6月は、動物の正しい飼い方推進月間

●印旛保健所成田支所　☎（26）7231
●県動物愛護センター　☎（93）5711
●(公財)県動物保護管理協会　☎043（214）7814

次のことに注意して、適切に飼いましょう。

○飼っている動物の世話の方法やかかりやすい病気、周囲に迷惑をかけずにその動物の習性に合った飼い方ができているかどうかを再確認しましょう

○動物からの感染症予防のため、過剰なふれあいは控え、動物にさわった後は必ず手を洗いましょう

○動物には、迷子札やマイクロチップをつけるなどして、災害時などに放れてしまっても、飼い主が分かるようにしましょう

※犬は、首輪などに登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務付けられています。

○災害時に、飼っているすべての動物と同行避難できるよう準備をしましょう

○犬の放し飼いは禁止されているため、散歩は犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう

○しつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたりすることのないようにしましょう

○飼い犬が人をかんだときは保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせる

○猫は、糞尿や鳴き声などによる迷惑の防止、また、感染症や交通事故などの危険から守ることができるので屋内で飼いましょう

○飼っている動物の糞尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう

○91日齢以上の犬猫を合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です

○適正に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょう

○やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください

愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大100万円の罰金が科せられます。

愛護動物を殺傷すると、最大で2年の懲役または200万円の罰金が科せられます。

動物は「命あるもの」です。人と動物との共生に配慮して接しましょう。

県動物愛護センターでは、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しています。また、学校の授業や地元の勉強会などに講師を派遣して、動物愛護、犬・猫の正しい飼い方、犬のしつけ方と動物由来感染症に関する講演を行っています。

7月は社会を明るくする運動強調月間

この運動は、法務大臣が提唱し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、全国規模で実施します。

市では、啓発活動の一環として、「社会を明るくする運動特別映画会」を開催します。

特別映画会

■上映作品・時間
「人生、いろどり」（112分）

■日時
7月1日（日）14時～

■場所
市立図書館2階AVホール

■費用　無料

■定員　先着50人（申込不要）

※定員を超えた場合は入場を制限します。

富里地区担当保護司

市では保護司として尽力されている次の皆さんが、非行などの相談に応じます。

○石橋　猛朗（日吉台）
○福田　八重子（日吉台）
○国井　貴美子（日吉台）
○鈴木　昭雄（大和）
○杉本　好一（十倉）
○園田　長作（七栄）
○中川　光男（七栄）
○寺沢　明雄（七栄）
○小川　勇（七栄）
○宮本　和子（七栄）
○大川原きみ子（中沢）

＜敬称略＞

問社会福祉課厚生班　☎（93）4192

漏水などで工事が必要なときは

水道の給水装置の新設工事や修理工事を行うときは、必ず市が指定する給水装置工事事業者へ依頼してください。

【指定給水装置工事事業者】

水道法における給水装置工事事業者の指定制度に基づき、全国一律の要件により、市から指定された事業者です。

市に登録されている工事事業者の一覧は、水道課で閲覧できるほか、市公式ホームページにも掲載しています。

契約に関するトラブルが増えています

工事の契約は、工事事業者と、依頼主との間で行うものです。工事後のトラブルを避けるため、次の事項に十分注意してください。

○希望する内容の工事を行うことができる工事事業者か確認する。

○できるだけ複数の工事事業者から見積もりを取り、内容を検討する。
（見積もりが有料となる場合があります。）

○工事が始まる前に、工事の内容、費用、アフターサービスなどについて、十分な説明を受ける。

問水道課　☎（93）3340